

災害時等における無人航空機による
協力に関する協定書

秋 田 市

一般社団法人秋田県ドローン協会

災害時等における無人航空機による協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県ドローン協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集、被災地への物資輸送、搜索活動、その他甲が要請すること（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(活動報告等)

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動の中で撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 協力要請に要した経費は、記録媒体のみ甲の負担とし、交通費等のその他費用については乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

(5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の準備）

第 10 条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害応援に関する調査票（別記様式第 2 号）を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

（訓練の参加）

第 11 条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、関係機関以外の外部に漏らしてはならない。乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（有効期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長

秋田市山王三丁目 8 番 2 6 号

セントラルアネックスビル 2 F

乙 一般社団法人秋田県ドローン協会

代表理事

別記様式第 1 号

年 月 日

一般社団法人秋田県ドローン協会

代表理事 様

秋田市長

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場責任者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

災害応援に関する調査票

■ 基本情報

商号又は名称			
住所	〒		
代表者氏名		F A X 番号	
電話番号		e-mail	

■ 緊急連絡先

連絡責任者氏名		役職	
昼間連絡先		夜間連絡先	

■ 事業所（活動拠点の所在地）

事業所名			
所在地			
位 置 図			
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。			